

全建労発第40号
令和3年8月30日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において最低賃金を早期に全国加重平均1000円とすることが示され、令和3年7月16日に中央最低賃金審議会における審議の結果、地域別最低賃金改定額について28円～32円引上げの答申が出されたところです。

政府においても中小企業・小規模事業者が事業場内の最低賃金を引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を行ったところです。

また、雇用調整助成金についても、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間当たり賃金を一定以上引上げる場合、地域別最低賃金が引上がる本年10月から12月までの3カ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けたところです。

この度、厚生労働省労働基準局長・厚生労働省職業安定局長より別添のとおり、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、別添リーフレット等を参考の上、貴会会員の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

以上

労働部 又木